

保護者のみなさまへ

保育幼稚園総務課長
山 寄 剛 一

警戒レベル避難情報発令に伴う緊急措置について（通知）

平素は、本市の幼児教育推進のためにご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
標記の件につきまして、本市において①洪水、内水氾濫、土砂災害及び高潮について市町村が避難情報を発令する際には、5段階の警戒レベルを用いること、②災害の発生を把握した場合には、可能な範囲で災害発生情報を住民に伝達すること等により、住民等が的確な避難行動がとれるよう内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」が改定され、できる限り今出水期（集中豪雨（梅雨）や台風の多い時期）から運用を開始することとされました。
これにともない、各園での緊急措置の対応が下記のとおりとなります。

記

警戒レベル	避難情報等	住民等がとるべき行動	備考
警戒レベル 5	災害発生情報 ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	市町村が発令
警戒レベル 4	避難勧告 避難指示（緊急）※ ※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令するもので、必ず発令するものではない。	速やかに避難先へ避難する。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難する。	
警戒レベル 3	避難準備・高齢者等避難開始	避難に時間を要する人（高齢者や障害者、乳幼児等）とその支援者は避難を開始する。その他の人は避難の準備を整える。	
警戒レベル 2	気象注意報 等	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認する。	気象庁が発表
警戒レベル 1	早期注意情報（警報級の可能性）	災害への心構えを高める。	

※これまでの休園の基準としていた、「暴風警報」「特別警報」に加え、
・上記警戒レベル 3～5 が幼稚園の所在地（学園南町）に発令された場合も休園となります。
・自宅待機等の対応につきましては、園より保存版で配布済の警報発表時の措置と同様となります。
保護者のみなさまには、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。